

## 公益社団法人船橋青色申告会 理事会運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、法令又は定款に定めるもののほか、定款第29条の規定に基づき、公益社団法人船橋青色申告会(以下「この法人」という。)の理事会の運営その他の理事会に関する事項について定め、それによって理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見をのべなければならない。

### (役員以外の者の出席)

第3条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

### (理事会の種類及び開催)

第4条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、4月・8月・11月・翌年1月・3月に開催する。

3 臨時理事会は、必要があると認めたとときに開催する。

### (招集権者)

第5条 理事会は、代表理事(会長。以下「代表理事」という。)が招集する。

2 代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、各理事(副会長・専務理事・理事会の決議をもってあらかじめ定めた順序による他の理事)が理事会を招集する。

3 招集権者でない理事は、招集権者である理事に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

4 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

5 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは該当行為をするおそれがあると認めとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前2項の手続きに準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

(召集手続き)

第6条 理事会の召集権者は、理事会の召集通知を理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し発しなければならない。

2 前項の召集通知は、会議の日時、場所及び会議の目的事項を記載した書面をもって行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく開催することができる。この場合の同意書の様式は、第1号様式とする。

(欠席)

第7条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ召集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(議長)

第8条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故あるときは又は代表理事が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事がこれにあたる。

2 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故があるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

(決議の方法)

第9条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として決議に加わることはできない。

3 第1号の規定について特別の利害関係を有する理事は、その決議に加わることはできない。この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に参入しない。

(決議事項)

第10条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 社員総会の招集等に関する事項
- (2) 理事に関する事項
- (3) 組織及び人事に関する事項
- (4) 財産・財務に関する事項
- (5) 重要な業務執行の決定に関する事項
- (6) その他法令及び定款に定める事項

2 代表理事は、前項の決議事項であっても、緊急その他やむをえない事由により理事会を招集し、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務執行する

ことができる。ただし、この場合にあつては、代表理事は、次の理事会に付議し、承認をえなければならない。

(報告)

第11条 代表理事及び業務執行理事は、次に掲げる各自の職務の執行状況等について理事会に報告しなければならない。

- ① 各部門の事業活動の概況
  - ② 決算報告(半期決算含む)
  - ③ 事業報告(半期事業含む)
  - ④ 事業及び経理上生じた重要事項
  - ⑤ 各種委員会その他重要組織の活動状況
  - ⑥ 行政庁等に対する届出等のうち特に重要なもの
  - ⑦ 理事会の決議事項のうち特に重要な事項の経過
  - ⑧ その他理事会から報告を求められた事項
- 2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは該当行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 3 理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第12条 理事会の議事については、議事録は書面又は電子的記録をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、出席した代表理事及び監事がこれに署名又は記名押印もしくは電子署名しなければならない。

(欠席者に対する通知)

第13条 議長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及監事に対し通知しなければならない。

[常任理事会(正副会長会)]

第14条 この法人は、代表理事・業務執行理事・専務理事以上の理事によって構成される常任理事会(正副会長会)を置くことができる。

2 常任理事会(正副会長会)については、理事会の円滑な運営のための準備として、理事会の審議事項等の検討を行う。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補足)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(附則)

- 1 この規程は、平成 28 年 3 月 19 日から施行する。
- 2 この規程の変更（第 12 条）は、令和 4 年 11 月 24 日から施行する。